

こんにちは 女性農業委員です



左から小田千寿香さん、日下文子さん、今井ゆきみさん、小川玲子さん、圓道タミ子さん

私達はそれぞれにできる形で農業に携わっています。その上で、農業委員として何ができるのか、まだまだ手探り状態です。
まずは農業者年金のことを広く皆さんに知っていただくと思っていますが、女性として、また地域の一員として、皆さんのお力を借りながら精一杯頑張っていこうと思っておりますので、よろしくお願ひします！

農地パトロールを行っています！
地域の担当農業委員が農地を見回っていますのでよろしくお願ひします。

農業委員会では、農地の利用状況を知る為、農閑期を中心に担当農業委員による遊休農地の調査、無断・違反転用がないか農地パトロールを実施しています。

圃場整備をした1種農地でも、遊休農地が増えています。また、許可なく転用した例も見られます。

農地はその用途が農業以外に利用する場合は、農業委員会の許可（農地法第4条）、もしくは届出が必要です。農地の適正かつ効率的な利用にご協力ください。



遊休化した第1種農地

豊松地区から2つの特定法人が誕生

「農事組合法人 ファーム米見」

代表理事 井上彰 平成22年11月設立

現在の経営は、水稲、トマト、肉用牛（繁殖牛）を三本の柱とし、寺谷地域を中心に広域に渡り農地を集積されています。農地には、荒廃しかねない農地を利用され、春、秋の水稲受託作業も10年以上前から行われています。現在、水稲3.3ヘクタール、トマト32アール、繁殖牛7頭、飼料作物1.5ヘクタール、その他20アール耕作され、この他にも水稲受託作業を約4ヘクタール行われています。

代表理事の井上さんは、法人設立にあたり、農業経営の改善を行い健全な経営を行うことは勿論ですが、第一に地域の農業振興を図ること。また、今の農業が抱える担い手の高齢化や後継者不足により発生する遊休農地を、今後更に集積し、中山間地域の農業を守りたいと意欲満々に話されました。



コンバインの導入をし作業効率化を図る



広島県畜産共進会にて

「農事組合法人里山ファーム大埜」

代表理事 大埜 益旨 平成23年7月設立

近年、豊松地区において農地の荒廃をあちこちで目にするようになり過疎化に拍車をかけているように思われます。

故郷の農地荒廃防止に少しでも役立てればとの思いで、代表理事の大埜さんは、構成員3名で水稲を中心とした営農に取り組みられています。経営規模は設立当初、水稲6ヘクタール、野菜10アール、果樹10アールの作付をされていますが、今年から農事法人の本格稼働に伴い、水稲6ヘクタール、果樹10アール、ハウス野菜20アール、露地野菜30アールの作付を予定されています。今後は水稲の作付を10ヘクタールまで拡大させるとともに、果樹を20アールに、自己保全管理地60アールを順次農地に復活させて、野菜の作付を増やしていく計画だそうです。地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



作業受託も受けられる大埜さん

* 農業者年金について *

★農業者年金とは国民年金だけに加入している人（国民年金の第一号被保険者）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の農業者なら加入できる、国民年金（基礎年金）に上乗せした公的な年金制度です。



★公的な年金制度なので、最高80万4千円までは全額、所得税の社会保険料控除の対象になります。また、将来受け取る農業者年金も公的年金等の控除対象になるので、65歳以上のかたであれば公的年金の合計額が120万円までは全額非課税になります。

★掛金は月額最低2万円から最高6万7千円まで。千円単位で自由に決められます。

また、認定農業者で青色申告をしている35歳未満の方は掛金の50%（限度1万円）を国が助成してくれるなど、制度もしっかりしています。

★受給については65歳から終身（生涯）受給できます。（60歳からでも可能です）仮に受給

者が80歳までに亡くなられた場合でも、80歳までの受け取り額が死亡一時金として遺族に支給されます。

★農業者年金は積立方式なので安心、自分で掛けた金額（原資）を運用することで受給額が決まります。だから、加入者数や受給者数に影響されない、安定した年金制度なのです。



★農業者年金を受給するためには、「農業者老齢年金裁定請求書」（※農協にあります）を提出して、独立行政法人農業者年金基金の審査と確認を受けます。



※独立行政法人農業者年金基金ホームページで年金額を試算できます
<http://www.nouren.go.jp/index.html>

※詳しい内容や資料をお求めの方は、農業委員やお近くの農協窓口でお問い合わせください